

# 令和5年度 第2回 忠岡町文化会館運営委員会

日時：令和5年12月27日（水）午後2時～

場所：忠岡町文化会館 地階第1,2会議室

## 次 第

1. 開 会

2. 委 員 長 挨 拶

3. 議 題

① クラブの登録条件及び公民館使用料減免等の見直しについて

資料1～4

② その他

4. 閉 会

# ①クラブの登録条件及び公民館使用料減免等の見直しについて

## 1. 施設利用の現状と課題(資料②)

文化会館での新たな利用の機会創出を目指し、働く婦人の家廃止や、Wi-Fi環境の整備などを行ってきたが、現状はクラブが部屋の多くを抑えており、前回の運営委員会でも案内した通り、各曜日でクラブが占有している時間が多く、特に土曜日については空きが非常に少なくなっており、新規利用者の受け入れが非常に難しくなっている。利用者拡大のためには、クラブの登録条件や公民館使用料減免等の見直しを検討する必要がある。

## 2. 他市町の減免基準について(資料③)

- ・別紙比較表のとおり、堺市以南の府内13市町について、公民館使用料の減免割合を確認したところ、本町と同様に登録クラブの部屋使用料が100%減免となっているのは、高石市、泉大津市、岸和田市の3市であった。
- ・堺市については、部屋使用料が全て無料となっている。
- ・和泉市については、和泉市コミュニティセンターなど指定管理の施設しかなく、減免基準等も存在しない。
- ・13市町のうち7市町は登録クラブの部屋使用料について、50%~75%の減免割合となっている。

## 3. 他市町のクラブ登録条件について(資料③)

- ・本町と同様に1週間に使える回数は1回程度となっているところが多い。
- ・1回の使用時間については、時間帯で差異を設けているところもありバラつきがあるが、概ね3時間以内としているところが多い。
- ・クラブ登録の最低人数について、本町と同様の6人以上としている市町は1つで、本町より厳しい条件である10人以上としているのは2つのため、大半が本町の設定している条件より緩い条件としている。
- ・在住・在勤の割合について、クラブの登録制がある11市町のうち10市町で在住・在勤者の割合を半数以上としている。
- ・クラブ員にしてもらっていることは、大掃除や公民館まつり、町行事への参加など各市町により様々である。

## 4. クラブの登録条件及び公民館使用料減免等の見直し後の新案について(資料④)

- ・他市町と比較するとクラブの登録条件について、本町は厳しい条件を設定していることから、別紙「忠岡町公民館における登録クラブに関する要綱(案)」の通り、第4条 第1項 第5号中の町内在住者及び在勤者の割合、会員の人数の前に概ねを追記し、会員の人数と構成員の割合について緩和を行う。
- ・公民館使用料の減免について、他市町では50%~75%の減免割合としているところが多いため、第7条 第2項中の、公民館使用料の免除(使用料に100分の50を乗じて得た額)を記載し50%の減免になることを要綱中に明記する。
- ・適用時期は、他の公共施設使用料の見直しも並行して審議を行う必要があることから未定とする。

## 令和5年度 クラブ等使用部屋一覧表

令和5年9月1日 現在

階	日 時 室 名 週	水曜日			木曜日			金曜日			土曜日			日曜日			
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼		
地 下	第1・2会議室	1										●あすなろ 9:00~12:30	●あすなろ 13:00~15:30	ウインド 18:00~20:45	結実会 10:00~12:30		
		2				レイトーク 14:00~16:00						●あすなろ 9:00~12:30	●あすなろ 13:00~15:30	ウインド 18:00~20:45	■母子福祉 10:00~12:00	短歌会 13:00~16:00	
		3										●あすなろ 9:00~12:30	●あすなろ 13:00~15:30	ウインド 18:00~20:45	結実会 10:00~12:30		
		4										●あすなろ 9:00~12:30	●あすなろ 13:00~15:30	ウインド 18:00~20:45			
	第3会議室	1							PCクラブ 15:00~16:30								
		2							PCクラブ 15:00~16:30								
		3							PCクラブ 15:00~16:30								
		4							PCクラブ 15:00~16:30								
1階	第4会議室	1			ハンゲル テヤン 10:30~12:30	■指導員研修 13:30~15:30						●あすなろ 9:00~12:30	●あすなろ① 13:00~17:00	X	学生対象 自習室 10:00~18:00		
		2		大人対象 自習室 18:00~ ~20:45	ハンゲル テヤン 10:30~12:30	■指導員研修 13:30~15:30	大人対象 自習室		古典くらぶ 13:30~15:30	大人対象 自習室	●あすなろ 9:00~12:30	●あすなろ① 13:00~17:00					
		3			ハンゲル テヤン 10:30~12:30	■指導員研修 13:30~15:30	18:00~ ~20:45		ハンドメイド 13:30~15:30	18:00~ ~20:45	●あすなろ 9:00~12:30	●あすなろ① 13:00~17:00					
		4			■文化協会 10:00~12:00	■指導員研修 13:30~15:30		古典くらぶ 13:30~15:30		●あすなろ 9:00~12:30	●あすなろ① 13:00~17:00						
3階	講習室	1			友水1・3 9:00~12:00						●あすなろ 9:00~12:30	たのしい薬膳 13:30~16:00	大人対象 自習室 18:00~ ~20:45	■子ども家庭 センター 10:00~12:00	●日本語読書 13:30~15:30		
		2				友水2・4 13:30~16:00	ひまわり 18:30~20:45		ハワイアンキルト 13:30~15:30		●あすなろ 9:00~12:30	古布リフォーム 13:30~16:30		■子ども家庭 センター 10:00~12:00	●日本語読書 13:30~15:30		
		3		古布リフォーム 13:30~16:30		友水1・3 9:00~12:00			フラワーアレンジ 14:00~16:00		●あすなろ 9:00~12:30	はがき絵 13:30~15:30		■子ども家庭 センター 10:00~12:00	●日本語読書 13:30~15:30		
		4		■子ども食堂 16:00~20:00		友水2・4 13:30~16:00	ひまわり 18:30~20:45		ハワイアンキルト 13:30~15:30		●あすなろ 9:00~12:30	古布リフォーム 13:30~16:30		■子ども家庭 センター 10:00~12:00			
	第5会議室	1				レイトーク 10:30~12:00				嵯峨御流 14:00~17:00		ベーンック 10:00~12:00	いちご英会話 13:30~15:30	エンジョイインク 18:30~20:30		めだかの学校 13:30~16:00	
		2					ひなげし 13:30~16:30			オカリナ 13:30~16:00		和ラヂヤン 10:30~12:30	■こども茶道 13:30~17:00				
		3				レイトーク 10:30~12:00				嵯峨御流 14:00~17:00		ベーンック 10:00~12:00	いちご英会話 13:30~15:30				
		4				レイトーク 14:00~16:00				オカリナ 13:30~16:00		俳句 百千鳥 9:30~11:30					
	料理室	1															
		2		エコクラブ 13:30~16:00								スイーツ教室 9:30~12:30				料理教室 10:30~13:00	
		3										趣味のキッパン 9:30~12:30 (奇数月)				男の料理塾 10:30~13:00	
		4		■子ども食堂 12:00~20:00									パンクラブ 13:30~16:30 (奇数月)				
	茶室	1					えびす会 13:30~16:30	☆ヨガの友 19:00~20:00		豊月会 13:30~16:30			お文庫クラブ 13:00~16:00				
		2					えびす会 13:30~16:30	☆ヨガの友 19:00~20:00		裏千家(水仙) 13:00~16:00			■こども茶道 13:30~17:00				
		3					えびす会 13:30~16:30	☆ヨガの友 19:00~20:00		豊月会 13:00~16:00			お文庫クラブ 13:00~16:00				
		4					えびす会 13:30~16:30	☆ヨガの友 19:00~20:00									
第6会議室	1				☆KIA 英語講座 18:30~19:30		☆KIA子ども 英会話教室 19:00~20:00		トールペイント 13:30~16:30			筆の集い 13:30~15:30					
	2				☆KIA 英語講座 18:30~19:30		☆KIA子ども 英会話教室 19:00~20:00				フォトクラブ 10:00~13:00						
	3				■電話相談 ☆KIA 英語講座 18:30~19:30		☆KIA子ども 英会話教室 19:00~20:00					筆の集い 13:30~15:30					
	4				☆KIA 英語講座 18:30~19:30		☆KIA子ども 英会話教室 19:00~20:00		マジックサークル 13:30~15:30								
4階	軽 運 動 室	1		いこい会 13:30~15:30				令和体操 9:10~10:50		エアロビクス 10:00~11:00	コアアザレア 13:00~15:00	ビーチ(パドミン トン) 15:30~18:00	ヘルシーエクサ イズ 10:00~12:00	SS卓球 13:15~15:15			
		2	太極拳 10:00~11:30	フラスホル 15:40~17:10	卓球連盟 18:30~20:45	ステップリーボック 10:00~11:00		整美体操 19:15~20:30	ヨガサークル 11:00~12:30	ゴールド'ハート 18:30~20:45	☆テコンドー 11:30~12:30	ステップリーボック 19:00~20:00	ヘルシーエクサ イズ 10:00~12:00	SS卓球 13:15~15:15	ねぎぼうず 15:30~17:30		
		3	太極拳 10:00~11:30	フラスホル 15:40~17:10	卓球連盟 18:30~20:45	ステップリーボック 10:00~11:00		整美体操 19:15~20:30	ヨガサークル 11:00~12:30	ゴールド'ハート 18:30~20:45	☆テコンドー 11:30~12:30	ステップリーボック 19:00~20:00	ヘルシーエクサ イズ 10:00~12:00	SS卓球 13:15~15:15	ねぎぼうず 15:30~17:30		
		4	太極拳 10:00~11:30	フラスホル 15:40~17:10	卓球連盟 18:30~20:45	ステップリーボック 10:00~11:00		整美体操 19:15~20:30	ヨガサークル 11:00~12:30	ゴールド'ハート 18:30~20:45	☆テコンドー 11:30~12:30	ステップリーボック 19:00~20:00	ヘルシーエクサ イズ 10:00~12:00	SS卓球 13:15~15:15	ねぎぼうず 15:30~17:30		

## 近隣地区との比較表（公民館）

	使用料(免除) について			登録クラブの部屋使用について					
	市町が使用する場合	社会教育団体が使用する場合	登録クラブが使用する場合	1週間に使える回数	1回何時間まで	クラブ協議会等の有無	クラブ登録の最低人数	クラブ員の貴市町在住者の割合	クラブ員にしてもらっていること
忠岡町	100%減免	100%減免	100% 減免	1回	3時間以内	無	6人以上	半数が在住者又は在勤者	年に1度大掃除 等
堺市	部屋使用料全て無料のため減免対応無し			クラブの登録制がない					
高石市	100%減免	100%減免	100%減免	1回（月2回まで）	3時間以内	無	5人以上	半数が在住者又は在勤者	年に1度大掃除 等
泉大津市	100%減免	100%減免	100%減免	1回	午前3時間 午後4時間 夜間3時間以内	有	10人以上	概ね95%が市内在住	年に1度大掃除 等
和泉市	減免対応無し			クラブの登録制がない					
岸和田市	100%減免	100%減免	100%減免	1回	3時間以内	有（クラブ連絡会）	5人以上	半数が在住者又は在勤者	年に1度大掃除 等
貝塚市	100%減免	概ね約3分の2減免 （部屋による）	概ね約3分の2減免 （部屋による）	月4回	原則3時間以内	有	3人以上	規定なし。 泉大津市から岬町までの間で あれば、活動内容にもよるが市 外100%でも可	年に1度大掃除、地域 で前事業、公民館まつり 運営 等

## 近隣地区との比較表（公民館）

	使用料(免除) について			登録クラブの部屋使用について					
	市町が使用する場合	社会教育団体が使用する場合	登録クラブが使用する場合	1週間に使える回数	1回何時間まで	クラブ協議会等の有無	クラブ登録の最低人数	クラブ員の貴市町在住者の割合	クラブ員にしまらっていること
熊取町	100%減免	50% 減免	70%減免	月4回	午前3時間 午後4時間 夜間4時間まで	有	規定なし	半数が在住者又は 在勤者	町民文化祭の協力など
泉佐野市	100%減免	30~70%減免	70%減免	月4回	午前2時間 午後2時間 夜間3時間まで	無	6人以上	半数が在住者又は 在勤者	年に1度大掃除 等
田尻町	100%減免	50~75%減免	50~75%減免	月4回	午前3時間 午後4時間 夜間4時間まで	有	運営可能な人数	半数が在住者又は 在勤者	町が主催、共催する 行事への参加
泉南市	100%減免	50%減免	50%減免	1回			5人以上	半数が在住者又は 在勤者	公民館が行う事業及 び行事 には積極的に 協力
阪南市	100%減免	50%減免	50%減免	1回	午前3時間 午後5時間 夜間5時間	有	10人以上	半数が在住者又は 在勤者	
岬町	100%減免	50%減免	50%減免	6回	時間制限無	有	無	9割以上在住者	

## 忠岡町公民館における登録クラブに関する要綱（案）

## （目的）

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条に基づき、公民館における活動団体の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において「登録クラブ」とは法第20条に基づき、忠岡町公民館（以下「公民館」という。）と密接な連携を保ち、学習活動により、知識技術の習得を目指すだけでなく、その成果を地域へ還元するとともに、活動を通じて仲間づくりと地域社会に奉仕する精神を育み、もって地域の連携意識を高めることを目標として活動する団体である。

## （登録）

第3条 クラブの登録をしようとする者は、公民館長（以下「館長」という。）に次の各号に掲げる書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 忠岡町公民館クラブ登録申請書（様式第1号）
- (2) クラブ会員名簿（様式第2号）
- (3) クラブ活動日程表（様式第3号）

## （登録許可の要件）

第4条 館長は前条の書類の提出を受けたときは、公民館の効率的運用をはかるため、一般使用申込者に配慮しつつ関係書類を審査し、3カ月の試行期間（既存のクラブを除く。）を設けた上で次の各号のすべてに該当するときは、公民館のクラブとして許可するものとする。

- (1) 活動内容等が忠岡町公民館条例(昭和60年忠岡町条例第19号)の規定に抵触しないこと。
- (2) クラブの名称、代表者及び会計係が明確に記載され、かつ、同一人でないこと。
- (3) 自主的・民主的に運営され、活動が全て公開されており、入会を広く受け入れること。
- (4) クラブ相互の連携と円滑な運営を図るために忠岡町文化協会（以下「文化協会」という。）に積極的に協力すること。
- (5) 町内在住者及び在勤者を主たる構成員（概ね50%以上）とし、原則として概ね6名以上の会員を有し、概ね会員の60%以上が毎回出席し、円滑な活動が見込めること。
- (6) 年間の活動計画が明確にされ、継続的に活動が見込めること。
- (7) 各クラブが規定する会費等は、必要最小限であるとともに、社会通念上相当と認められる程度であること。

- (8) 各クラブが招へいする講師等への謝礼は、原則として公民館が主催する講師謝礼に準ずる金額であること。
- (9) 各クラブの講師等は、クラブの代表者及び役員を兼ねることはできない。
- (10) 子ども（幼児～中学生以下）が主たる構成員となる場合は、その保護者も会員となり、クラブの運営その他の公民館との連絡調整等を担うものとする。
- (11) クラブの名称に特定の団体の名称を冠していないこと。

（文化協会への加入と部会長の選出）

第5条 登録クラブは文化協会と連携し円滑な運営を図るために、文化協会事業に積極的に協力しなければならない。

- 2 登録クラブの代表者で形成する各部会から選出された1名の長は、文化協会に入会しなければならない。文化協会に入会した部会長は文化協会の専門委員となる。ただし、その選出は各部会の総意で選出されなければならない。また専門委員は文化協会と各登録クラブ代表者との連絡調整に努めるものとする。
- 3 文化協会会員の任期については2年とし、欠員が生じた場合は、補欠選出を行い残任期間とする。

（遵守事項）

第6条 登録クラブは次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業を行わないこと、又は営利事業を援助しないこと。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行わないこと、又は公私を問わず選挙に関し特定の候補者を支援しないこと。
- (3) 特定の宗教を支持しないこと、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しないこと。
- (4) 私物化した活動を行わないこと。
- (5) 部屋を使用した後は、原状回復し、備品等は決まった場所に片づけること。
- (6) 申請した目的以外の使用や、使用の権利を第三者に譲渡しないこと。
- (7) 登録内容に変更があった場合は、速やかに公民館クラブ登録内容変更届書（様式第5号）を館長まで届け出ること。
- (8) 登録クラブは創意工夫をこらした活動を行うこと。
- (9) 公民館及び文化協会が実施する事業等に積極的に参加・協力し、その資質の向上に努めること。
- (10) 1年につき最低1回以上、地域住民に向けて、活動内容を反映した体験会、発表会、公開講座若しくは地域に依頼された活動等を実施すること。また、その活動内容については公民館登録クラブ活動報告書（様式第4号）を作成し、年度末に館長に報告すること。
- (11) クラブの会員は建物、備品等は大事に扱い自主的に清掃や整理整頓に努めること。

(登録の効果)

第7条 登録クラブは、提出した活動計画書の活動日時に施設を使用することができる。ただし、活動日時は週1回（第5週目は除く。）、3時間以内とし、活動計画書に基づき公民館等の事業に支障のない範囲に限る。

2 登録クラブは、公民館使用料の免除（使用料に100分の50を乗じて得た額）を受けることができる。

2 第5週目に使用する場合は、忠岡町公民館使用許可申請書（「忠岡町公民館条例施行規則第5条第1項に規定する）を館長に提出し許可を得なければならない。その際の使用料については、忠岡町公民館条例別表の定めるところにより、申請した時間分の使用料を納付しなければならない。

3 登録クラブは、活動日の施設使用については忠岡町公民館条例施行規則第5条第1項に規定する忠岡町公民館使用許可申請書及び忠岡町公民館減免申請書の提出を省略することができる。

4 登録クラブは、公民館主催講座の実施、その他公的行事等が実施される場合においては、使用日時の調整を行わなければならない。

(登録期間)

第8条 登録クラブの登録期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度途中で登録した場合の期間は、当該年度内とする。

2 継続して活動しようとする場合は、あらためて第3条に規定する登録申請を行い、登録しなければならない。

3 登録期間の途中において休部又は登録を廃止しようとする場合は、公民館クラブ廃部・休部届（様式第6号）を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第9条 教育委員会は登録クラブが条例、規則又はこの要綱に違反したと認められるとき又は活動団体としてふさわしくないと判断したときは、登録の取消しをすることができる。

(その他)

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。